



春分の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
確定申告期間中はご理解ご協力ありがとうございました。

重要情報

1. 協会けんぽ健保料率改定、天引き額にご注意

協会けんぽ社会保険の健康保険料は毎年3月に料率改定されます。3月末以降の支給（締ではなく支給）分から、新料率での天引きをお願いします。なお、業界ごとの組合国保の改定は、組合ごとに異なりますので通知に従ってください。

2. 雇用保険料率の引上げ、4月以降メ分から

雇用保険料率が引上げられ、一般は0.6%、建設業は0.7%となります。4月以降の締（支給ではなく締）分から、新料率での天引きをお願いします。未締め翌10日支給の場合、健保は4/10支給分、雇用は5/10支給分からの改定です。

3. 拡充された空き家譲渡特例、R6.1.1以後譲渡分

拡充された空き家譲渡特例では、買主による事後の耐震リフォーム・解体でも要件を満たしますが、R6.1.1以後譲渡分が対象です。R5.12月に契約しR6.1月に引渡すものでも、契約日のR5年譲渡として申告すると対象外です。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バツ)



2022年五島~GoToGOTOU~DAY①長崎市-3

幕府による禁教令のなか、迫害などで殉教したキリシタンは数多いですが、中でも特に尊敬を集めていた26人が、1862年ローマ教皇によって聖人認定されました。26人が殉教したのは1597年、急速に広まる異教に懸念を抱いた秀吉により、政治判断で処刑されます。彼らの信仰心は、パレン（神父）追放により指導者不在となつたのちも残された信徒たちを勇気づけ、表向きは仏教や神道を装って、独自のやり方（日本語ポルトガル語ラテン語ミックスの祝詞やマリア菩薩など）で数百年承継されました。時は流れ、何も知らずに来日した神父によって1865年の「信徒発見」に至ります。禁教期のキリシタンのことを潜伏キリシタンといい、信徒発見から再び神父指導のもとカトリックに復帰した者が長崎各地に教会を建てましたが、「われらが拜んどつたのはマリア菩薩さまじゃ、パンとワインじゃなくて米と酒じゃ！」と我道を貫き続けた人々のことを「かくれキリシタン」と言うそうです（承継者不足のため、消滅寸前）。大浦天主堂はもともと出島に出入りを許された外国人向けの施設でした。禁教中も神父が出入りできたので、これを聞きつけた潜伏キリシタンが「あんた、神父さんですかい？われらが古くから拜んどるマリアさまはどこじゃい？」「まじか、数百年前に終わった布教の成果が、まだ存続しとるんか！」と相成ったそうです。ですがまだ禁教中、明治以降も迫害は続きました。

☆事務所からの連絡☆

★2023.10月より報酬見直しをお願いをいたします。ご案内を同封いたしますので、ご高覧の程、お願い申し上げます。

4月のイベント

- ・固定資産税第1期納付
- ・新税制の適用開始
- ・その他、新年度対応

税金マメ知識

生前贈与と相続税について、今年大きな改正が入りました。ウチは関係ないとタカをくくらないよう、ご注意を。生前贈与した財産は、贈与税の課税対象となり、相続税の対象からは外れます。しかし、相続前3年以内にした生前贈与は、相続財産に持ち戻して改めて相続税の課税対象として税額を計算し、納付済みの贈与税があれば差し引いて精算することになっています。そしてこの度、持ち戻しの期間が令和6年以降、7年間に延長されることになりました。長男総取りの相続であっても、7年以内に妹の嫁入り道具として渡した財産があれば持ち戻され、妹も相続税の課税対象になるということです。もっとも、多くのご家庭の場合、申告すれば基礎控除内に収まるため問題は起きないのですが、資産家さんは大変です。ちなみに持ち戻すことになるのは相続人に対してなされた生前贈与。孫は養子にしたり、子が先に亡くなって代襲していたり、祖父母の保険金受取人でもしない限り、相続人になりませんので持ち戻しの対象外です。

晩酌のじかん

全国各地の日本酒を飲み比べ。普段日本酒はやらないのですが、どうやら集まった人々が日本酒党のようで、お相伴に預かりおちょこでナメナメ。なかなかどうして、産地銘柄ごとにはっきりした個性があつて面白い。そしてボディブローの二日酔い。もっと上手に飲めれば、楽しいだろうなあ。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red